

障発 0 3 3 1 第 6 号
令和 3 年 3 月 3 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関
する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7
年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 2 5 項及び第 7 6 条第 2 項の規定に基づく「補
装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 1 8 年
厚生労働省告示第 5 2 8 号）の一部が、令和 3 年 3 月 3 1 日厚生労働告示第
1 4 5 号により別添のとおり改正され、令和 3 年 4 月 1 日から適用されるこ
ととなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内市町村、身体障害者更生相
談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18
年厚生労働省告示第 528 号）について、補装具費の基準額に係る実態調査
の結果や関係団体へのヒアリング調査の結果等を踏まえ、所要の改正を行
う。

2 改正の概要

(1) 基準額の改定

- ・補装具費の基準額に係る実態調査の結果を踏まえ、所要の改定を行う。

(2) 型式の追加

- ・購入及び修理基準の殻構造義肢（義手）に「電動式」を追加する。
- ・購入及び修理基準の殻・骨格構造義肢の下腿義足に「TSB 式」を追加する。

(3) 用語の整理

- ・JIS T 9267（福祉用具－歩行補助具－多脚つえ）が制定されたことに伴い、歩行補助つえの「多点杖」を「多脚つえ」に改称する。

(4) その他

- ・所要の改正を行う。

3 運用上の留意事項

補装具製作業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。

○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

平成 18 年 9 月 29 日

厚生労働省告示第 528 号

[一部改正]

第 1 次改正	平成 19 年 6 月 29 日厚生労働省告示第 231 号
第 2 次改正	平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 147 号
第 3 次改正	平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号
第 4 次改正	平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 124 号
第 5 次改正	平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 277 号
第 6 次改正	平成 25 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 6 号
第 7 次改正	平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 161 号
第 8 次改正	平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 202 号
第 9 次改正	平成 30 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 121 号
第 10 次改正	令和元年 9 月 2 日厚生労働省告示第 100 号
第 11 次改正	令和 2 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 157 号
第 12 次改正	令和 3 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 145 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 25 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 25 項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第 5 項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第 76 条第 3 項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、購入又は修理をするものであって、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第 76 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の 100 分の 106 に相当する額とする。ただし、第 1 項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の 100 分の 110 に相当する額とする。
 - 一 別表の 1 の(5)の眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入
 - 二 別表の 1 の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入

- 三 別表の３の（５）の視覚障害者安全つえの項中マグネット付き石突交換
- 四 別表の３の（５）の眼鏡の項中枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）
- 五 別表の３の（５）の眼鏡の項中レンズ交換（遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。）
- 六 別表の３の（５）の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ＦＭ型用ワイヤレスマイク充電電池交換、ＦＭ型用ワイヤレスマイク充電用ＡＣアダプタ交換、ＦＭ型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換及びイヤホン交換
- 七 別表の３の（５）の車椅子の項中クッション交換、クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換、クッション（ゲルとウレタンフォームの組み合わせのもの）交換、クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換、クッション（特殊な空気室構造のもの）交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換、クッションカバー（防水加工を施したもの）交換、枕（オーダー）交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ（雨よけ）部品交換
- 八 別表の３の（５）の電動車椅子の項中枕（オーダー）交換、バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換、レバーノブ各種形状（Ｕノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、Ｔ字ノブ、極小ノブ）交換、日よけ（雨よけ）部品交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換及びテーブル交換
- 九 別表の３の（５）の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換
- 十 別表の３の（５）の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換
- 十一 別表の３の（５）の人工内耳の項中人工内耳用音声信号処理装置修理
- 5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第３項又は前項の費用の額の基準は、前２項の規定にかかわらず、それぞれ第３項又は前項に掲げる額の１００分の９５に相当する額とする。

前 文（抄）（平成１９年６月２９日厚生労働省告示第２３１号）

平成１９年７月１日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入等に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入等に要する費用の額の算定に当たって

は、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 147 号）
平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号）
平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 124 号）
平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 277 号）
平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 25 年 1 月 15 日厚生労働省告示第 6 号）
平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 161 号）
平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 202 号）
平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 30 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 121 号）
平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（令和元年 9 月 2 日厚生労働省告示第 100 号）
令和元年 10 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（令和 2 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 157 号）
令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（令和 3 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 145 号）
令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

1 購入基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

名 称	型 式	使 用 材 料 ・ 部 品 及 び 工 作 法	価 格	備 考
上腕義手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。 肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留意すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	作 業 用	ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。 その他は装飾用と同じ。		
	能 動 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。 コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。 肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。 肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。		
	フ 手 ッ 部 ク 付 型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。		

	電 動 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。 操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具や継手を制御するものであること。		
肩 義 手	装 飾 用	肩継手は、可動で外転式、屈曲－伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。 その他は上腕義手装飾用と同じ。		
	作 業 用	肩継手は、必要に応じ固定できること。 その他は上腕義手作業用と同じ。		
	能 動 式 普 通 用	ハ 手 ン 部 ド 付 型	肩継手は、装飾用と同じ。 コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。 外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。 その他は上腕義手能動式と同じ。	
		フ 手 ッ 部 ク 付 型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。	
	能 動 式 肩 甲 鎖 骨 切 除 用	ハ 手 ン 部 ド 付 型	ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。 その他は能動式普通用と同じ。	
		フ 手 ッ 部 ク 付	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。	

		型		
	電	動	式	上腕義手電動式と同じ。
肘 義 手	装	飾	用	上腕義手装飾用と同じ。
	作	業	用	幹部は、作業種目を考慮したものとする。その他は上腕義手作業用と同じ。
	能	動	式	上腕義手能動式と同じ。
	電	動	式	上腕義手電動式と同じ。
前腕義手	装	飾	用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。 切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。
	作	業	用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。 ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。
	能	長	ハ	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ・ 中断端用には、肘の屈曲 — 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135° の屈曲を妨げることのないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構
	動	断	ン	
		端	ド	
	式	用	型	
		長	フ	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ・ 中断端用には、肘の屈曲 — 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135° の屈曲を妨げることのないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構
		断	ッ	
		端	ク	
		用	型	
		中	ハ	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ・ 中断端用には、肘の屈曲 — 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135° の屈曲を妨げることのないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構
		断	ン	
		端	ド	
		用	型	

		中フ 断ッ 端ク 用型	造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。
		短ハ 断ン 端ド 用型	肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。
		短フ 断ッ 端ク 用型	
	電 動 式		上腕義手電動式と同じ。
手 義 手	装 飾 用		前腕義手装飾用と同じ
	作 業 用		前腕義手作業用と同じ。
	能 動 式		前腕義手能動式長断端用と同じ。
	電 動 式		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。 操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具を制御するものであること。
手部義手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。
	作 業 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。
	電 動 式		手義手電動式と同じ。
手指義手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す

			ること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。	
	作	業	用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 指部は、作業に適するよう形成すること。
股 義 足	常 用	普 通	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。	大腿短断端を含む。
		カナダ式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。 歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。 両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。	
	作 業 用		耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
大腿義足	常 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとする	

		こと。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。	
	吸着式常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。 義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。 膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実に信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。 切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。 SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。 切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けてもよいこと。	差込吸着式を含む。
	作業用	耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。 その他は常用と同じ。	
膝義足	常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。 ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。 下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。	

			膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。 膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。	
	作	業	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。	
下腿義足	常	用	普通 (軽便式を含む) アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。 膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。 大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。	
		P T B 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて試歩行を行った上で組み立てること。 精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、切断端末部はクッション材で支持すること。 外装は、強化プラスチック仕上げとすること。 膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。 膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、切断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。 適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。	サイム切断を含む。
		P	ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、	

		T S 式 特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることで義足を懸垂させること。 採型後ギプスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。 その他はP T B式と同じ。	
		K B M 式 義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A Lの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。 膝蓋靱帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。 その他はP T S式と同じ。	
		T S B 式 ソケットは、精密な適合を行い全面が接触する形状になるよう製作すること。 その他はP T B式と同じ。	
	作 業 用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。	
果 義 足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。 足部は、遊動足部又はS A C H足部の構造特性を利用したものとする。 特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。	ピロゴフ切断を含む。
足根中足 義足	鋼 板 入 り	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。 足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。	

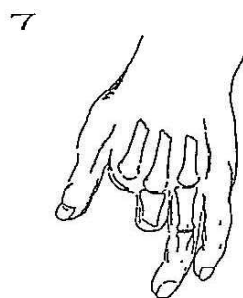
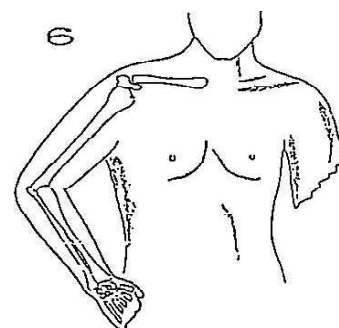
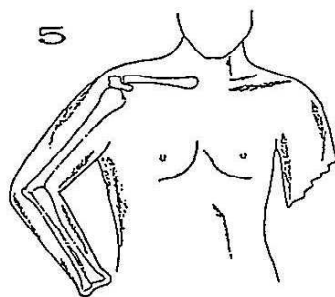
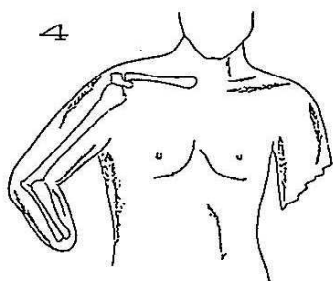
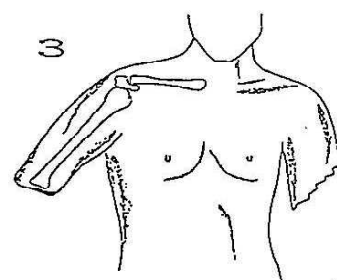
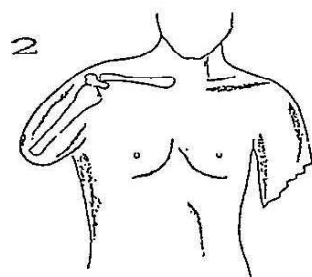
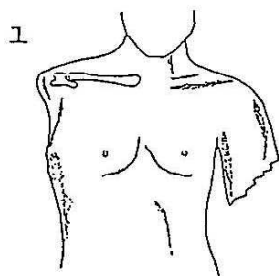
	足 袋 型	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。 断端から踵までを包み足袋型とすること。 締付けは、前後いずれでもよいこと。 足部は、牛なめし革を張り付けること。	
足指義足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。	
(注) 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。 4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。 5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとする。			

ア 基本工作法

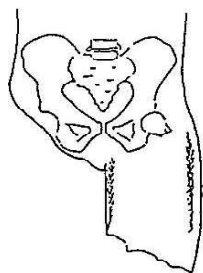
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリー及びコントローラー収納場所の確保（電動式） 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、電極の位置確認及び感度調整（電動式）、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントカップリングの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション並びに感度調整用窓加工（電動義手） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

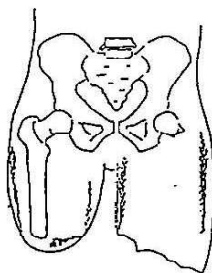
A 縫 手



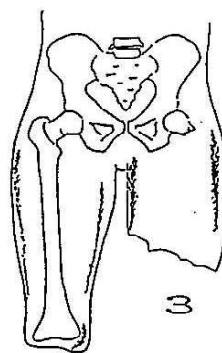
B 義 足



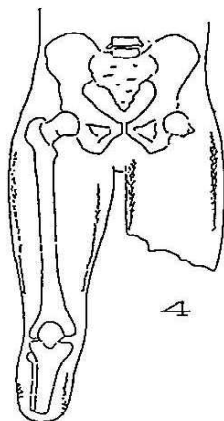
1



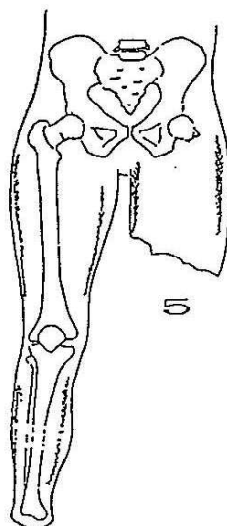
2



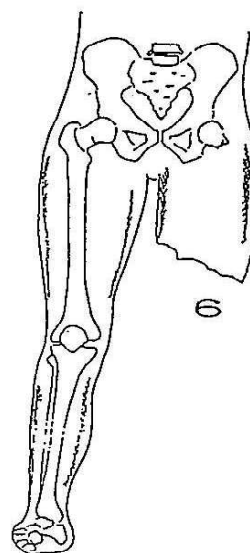
3



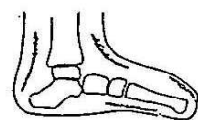
4



5



6



7

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用 作 業 用 能 動 式 電 動 式	36,200 36,200 48,200 85,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A-2	装 飾 用 作 業 用 能 動 式 電 動 式	38,500 38,500 45,200 79,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A-3	装 飾 用 作 業 用 能 動 式 電 動 式	35,100 35,100 40,700 71,800	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A-4	装 飾 用 作 業 用 能 動 式 電 動 式	34,100 34,100 35,800 63,300	顎上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
	A-5	装 飾 用 作 業 用 能 動 式 電 動 式	30,900 30,900 35,200 61,900	
	A-6	装 飾 用 作 業 用 能 動 式 電 動 式	11,800 11,800 17,900 31,600	
	A-7	装 飾 用 作 業 用	9,450 13,800	
義 足 用	B-1	受 皿 式 カ ナ ダ 式	110,500 110,500	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B-2	差 込 式 ラ イ ナ ー 式 吸 着 式	72,200 119,600 166,000	短断端切断用キップシャフトは、53,700円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
	B-3	差 込 式 ラ イ ナ ー 式	70,400 92,200	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。

		吸 着 式	138,600	
B-4	差 込 式 P T B 式 P T S 式 K B M 式 T S B 式		57,500 81,800 98,100 100,900 81,800	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
B-5	差 込 式 有 窓 式		46,700 70,400	
B-6			24,500	
B-7			18,800	

(注)

- 1 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900 円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格
(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A－1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱硬化性樹脂（電動式）	21,900	
		熱可塑性樹脂	5,450	
		熱可塑性樹脂（電動式）	6,000	
	A－2	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 革	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱硬化性樹脂（電動式）	15,200	
		熱可塑性樹脂	7,100	
		熱可塑性樹脂（電動式）	7,550	
	A－3	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 革	13,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱硬化性樹脂（電動式）	15,200	
		熱可塑性樹脂	5,050	
		熱可塑性樹脂（電動式）	5,550	
	A－4	アルミニウム、セルロイド	9,100	
		皮 革	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱硬化性樹脂（電動式）	14,800	
		熱可塑性樹脂	4,950	
		熱可塑性樹脂（電動式）	5,450	
	A－5	アルミニウム、セルロイド	10,900	
		皮 革	9,400	
		熱硬化性樹脂	13,700	
		熱硬化性樹脂（電動式）	14,100	
		熱可塑性樹脂	7,100	
		熱可塑性樹脂（電動式）	7,600	
	A－6	セルロイド	8,900	
		皮 革	9,150	
		熱硬化性樹脂	11,100	
		熱硬化性樹脂（電動式）	11,500	
		熱可塑性樹脂	6,950	

		熱可塑性樹脂（電動式）	7,350	
	A-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	4,100 4,150 3,550	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300	エアクションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボントックネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボントックネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボントックネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,800 18,600 25,300 11,000	エアクションソケットは、13,600円増しとすること。 主たる積層材にカーボントックネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとすること。
	B-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,700 10,900 23,300 10,800	エアクションソケットは、12,800円増しとすること。 主たる積層材にカーボントックネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとすること。

	B-7	皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,200	
		熱可塑性樹脂	10,300	

(イ) ソフトインサート

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 革	4,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	
	A-2	皮 革	4,150	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
	A-3	皮 革	4,150	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
	A-4	皮 革	4,050	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
義 足 用	B-1	皮 革	7,000	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600	
	B-2	皮 革	5,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000	
		皮革・フェルト	9,700	
		シ リ コ ー ン	44,000	
	B-3	皮 革	6,050	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650	
		皮革・フェルト	10,700	
		シ リ コ ー ン	47,400	
	B-4	皮 革	4,450	

		軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シ リ コ ー ン	4,750 7,200 8,350 37,900	
	B－5	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 7,600 8,250	
	B－6	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,000 3,400 6,000	
	B－7	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,300 2,700 4,650	
(注) 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。				

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		9,000	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	8,050 25,000	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	10,200 20,600	
	作 業 用	上 腕 部		8,050	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		10,200	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
	電 動 式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900	
		上 腕 部	熱硬化性樹脂	30,800	
		前 腕 部	熱硬化性樹脂	25,300	
		手 部	熱硬化性樹脂	25,300	
義 足 用	常 用	股 部		11,000	
		大 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	32,700 33,000 34,200	
		下 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	28,500 29,900 33,600	
		足 部	軟性発泡樹脂	15,300	
	作 業 用	大 腿 部		62,900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下 腿 部		29,900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注)

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。

- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭バンド式肩ハーネス一式 肩たすき一式	22,500 11,300	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式 肩たすき一式 8字ハーネス一式	22,300 11,300 10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 たわみ式肘継手（一組） 前方支持バンド 上腕カフ（三頭筋パッド）	19,100 8,300 5,350 2,600 2,600 5,400	
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	16,100	
	大腿義足用	シレジアバンド一式 肩吊り帯 腰バンド 横吊帯 義足用股吊帯	7,800 6,750 9,300 1,750 2,250	価格は、1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド 横吊帯 大腿もも締め一式 P T B カフベルト一式	9,300 2,400 12,100 9,250	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。

(オ) 外 装

名 称	外 装 部 位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革 プラスチック 塗 装	5,900 16,200 2,100	
	上 腕 部	皮 革 プラスチック 塗 装	6,050 15,700 1,850	
	前 腕 部	皮 革 プラスチック 塗 装	5,900 12,300 1,950	
義 足 用	股 部	皮 革 プラスチック 塗 装	10,800 17,800 3,450	
	大 腿 部	皮 革 プラスチック 塗 装	8,850 15,900 3,100	
	下 腿 部	皮 革 プラスチック 塗 装	8,050 13,800 2,750	
	足 部	表 革 裏 革 塗 装 リアルソックス	5,400 3,700 3,550 1,100	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数
(ア) 義肢本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義 手	上 腕 義 手	装 飾 用	4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		作 業 用	3	
		能 動 式	3	
		電 動 式	3	
	肩 義 手	装 飾 用	4	
		作 業 用	3	
		能 動 式	3	
		電 動 式	3	
	肘 義 手		3	
			3	
	前 腕 義 手		3	
			3	
	手 義 手		3	
			3	
			3	
	手 部 義 手	装 飾 用	1	
		作 業 用	2	
		電 動 式	3	
	手 指 義 手	装 飾 用	1	
		作 業 用	2	
義 足	股 義 足		4	
			3	
			5	
	大 腿 義 足	常 用	3	
		吸 着 式	3	
		作 業 用	3	
	膝 義 足	常 用	3	
		作 業 用	2	
	下 腿 義 足		2	
			2	
	果 義 足		2	
			2	
	足 根 中 足 義 足	鋼板入り	2	
		足袋型	1	
	足 指 義 足		1	

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳 1～ 2歳 3～ 5歳 6～14歳	4 月 6 月 10 月 1 年	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	
		次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」 2 完成用部品のうち「手部（手袋以外の手先具）」、「手袋」及び「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

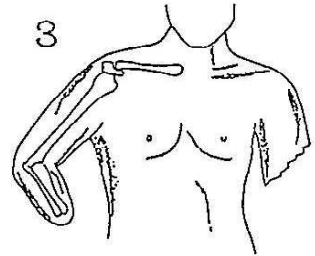
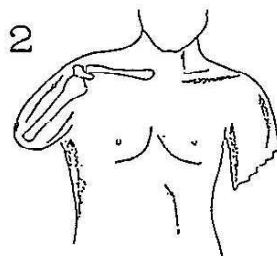
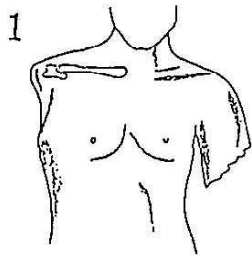
名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
肩 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
股 義 足	カ ナ ダ 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		片側骨盤切断用を含むものであること。
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ。		キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
	吸 着 式	股義足と同じ。		
膝 義 足	常 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ。		
	P T S 式	膝義足と同じ。		
	K B M 式	膝義足と同じ。		
	T S B 式	膝義足と同じ。		
	長 断 端 用	膝義足と同じ。		サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算で

			きないこと。
(注) 1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。 2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、力の耐用年数によるものとする。 3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとする。 4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。			

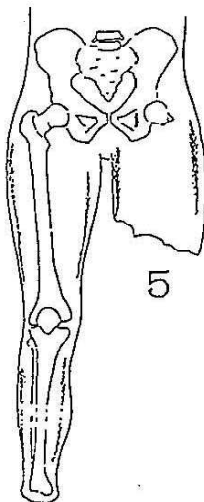
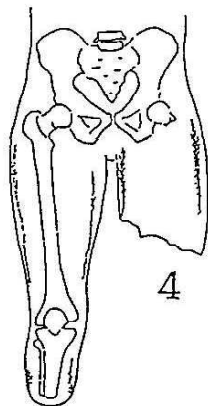
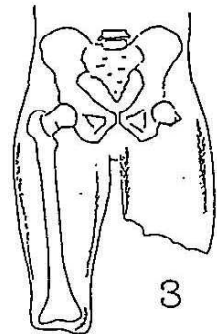
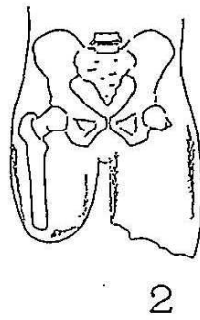
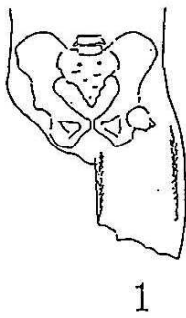
ア 基本工法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストッキネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分
A 義 手



B 義 足



ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A－1	装 飾 用	36,200	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A－2	装 飾 用	38,500	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A－3	装 飾 用	34,100	顎上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
義 足 用	B－1	カ ナ ダ 式	110,500	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B－2	差 込 式	72,200	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	119,600	
		吸 着 式	166,000	
	B－3	差 込 式	70,400	
		ラ イ ナ ー 式	92,200	
		吸 着 式	138,600	
B－4	差 込 式	57,500	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。	
	P T B 式	81,800		
	P T S 式	98,100		
	K B M 式	100,900		
	T S B 式	81,800		
B－5	差 込 式	46,700		
	有 窓 式	70,400		

(注)

1 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。

2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。

3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格
(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A－1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱可塑性樹脂	5,450	
	A－2	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 革	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱可塑性樹脂	7,100	
	A－3	アルミニウム、セルロイド	9,100	
		皮 革	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱可塑性樹脂	4,950	
義 足 用	B－1	アルミニウム、セルロイド	23,100	
		熱硬化性樹脂	37,900	
		熱可塑性樹脂	15,900	
	B－2	木 製	51,600	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	15,400	
		皮 革	20,200	
		熱硬化性樹脂	29,400	
	B－3	熱可塑性樹脂	17,300	
		アルミニウム、セルロイド	15,700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
		皮 革	26,000	
		熱硬化性樹脂	43,500	
		熱可塑性樹脂	19,700	
	B－4	アルミニウム、セルロイド	12,300	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
		皮 革	18,300	
		熱硬化性樹脂	26,600	
		熱可塑性樹脂	13,900	

				ること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,800 18,600 25,300 11,000	エアクションソケットは、13,600円増しと すること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用 い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとす ること。

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 革	4,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	
	A-2	皮 革	4,150	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
	A-3	皮 革	4,050	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
義 足 用	B-1	皮 革	7,000	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600	
	B-2	皮 革	5,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000	
		皮革・フェルト	9,700	
		シ リ コ ー ン	44,000	
	B-3	皮 革	6,050	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650	
		皮革・フェルト	10,700	
		シ リ コ ー ン	47,400	
	B-4	皮 革	4,450	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,750	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200	
		皮革・フェルト	8,350	
		シ リ コ ー ン	38,100	

	B－5	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 7,550 8,200
--	-----	---------------------------------	-------------------------

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	14,500	
上 腕 義 手 用	11,500	
前 腕 義 手 用	11,400	
股 義 足 用	17,300	
大 腿 義 足 用	17,300	
下 腿 義 足 用	11,400	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,350円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,000円増しとすること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭バンド式肩ハーネス一式 肩たすき一式	22,500 11,300	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式 肩たすき一式 8字ハーネス一式	22,300 11,300 10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 上腕カフ（三頭筋パッド）	19,000 8,300 5,350 5,400	
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	16,000	
	大腿義足用	シレジアバンド一式 肩吊り帯 腰バンド 横吊帯 義足用股吊帯	7,750 6,750 9,250 1,750 2,250	価格は1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド 横吊帯 大腿もも締め一式 P T B カフベルト一式	9,300 2,400 12,100 9,250	
(注) 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。 5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。				

(オ) 外 装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上 腕 義 手 用	9,100	
前 腕 義 手 用	8,100	
股 義 足 用	28,800	
大 腿 義 足 用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下 腿 義 足 用	18,200	
(注) リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。		

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継 手 類	3	
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1.5	
足 部	1.5	
フォームカバー (義手用)	1.5	
フォームカバー (義足用)	0.5	
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0～14歳	1 年	「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	1 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 2 「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装 具

区 分	名 称	基 本 構 造	使用材料・ 部品及び工作 法	価 格	備 考
下肢装具	股 装 具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。 B 硬 性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性 布を主材料としたもの	アの基本工作 法により、エ 及びオにより それぞれ必要 な材料・部品 を選択し、組 み合わせて製 作すること。	イの採型区分 によるウの基 本価格にエ及 びオのそれぞ れ使用する材 料・部品の価 格を合算した 額とすること。	
	先 天 股 脱 装 具	先天股脱に用いられる装具で、両側 下肢に及ぶものを基本とすること。 A リーメンビューゲル型（パブリッ ク帯） 布又は皮革の帯によって股関節を 屈曲位に保つもの B フォンローゼン型 三本の金属板の組合せで、股関節 を開排位に保つもの C バチェラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属 支柱でつなぎ、股関節を外転、内 旋、屈曲位に保つもの D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するも の E ランゲ型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強 い内旋位に固定保持するもの			障害児に限る。
	内反足装具	A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること 。 B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。			障害児に限る。 外反足装具もこれに 準ずること。

	C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの 1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。 2 足部おおい型 3 靴型装具型		
長下肢装具	大腿上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック D X脚又はO脚(障害児に限る。)		
膝 装 具	大腿から下腿に及ぶもの A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C スウェーデン式 D 軟 性		

	布を主材料としたもの		
短下肢装具	下肢上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。 E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする こと。 F 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等） 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの G 軟 性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの	顆上部型プラスチック短下肢装具（NYU型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。	
ツイスター	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の		

		内外旋を制御するもの A 軟 性 布ひも又はゴムひもを用いたもの B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの		
	足 底 装 具	足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの A アーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 採寸によって製作されたもの B メタターサルサポート（中足支え） 足の中足アーチを支えるもの C 補 高 1 2 c m未満 2 2 c m以上 D 内側及び外側楔		踵骨棘用装具は、補高に含まれること。 スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A－2に含まれること。 ランゲ（ふまず支え）は、A－2に含まれること。
靴型装具		医師の処方に基づき、変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アップターの付いたもの A 長 靴 下腿の上部に及ぶもの B 半長靴（編上靴） 側革が果部より高いもの C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの D 短 靴 側革が果部より低いもの		靴型装具の要素 ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・矯正靴（内・外反足の矯正用）
体幹装具	頸 椎 装 具	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。 A 金属枠 B 硬 性（スポンジラバーを含む。） 陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック		高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。

		C カラー 1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの D 斜頸矯正用枕(障害児に限る。)		
	胸椎装具	骨盤から胸背部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性(頸椎装具に準ずる。) C 軟 性		
	腰椎装具	骨盤から腰部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性(頸椎装具に準ずる。) C 軟 性		ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ウィリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。
	仙腸装具	骨盤を含むもの A 金属枠 B 硬 性(頸椎装具に準ずる。) C 軟 性 布を主材料にし、板ばねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの 1 芯のあるもの 2 芯のないもの		オスグッドブレイス、コールドウェイトプレスは、金属枠仙腸装具に含まれること。
	側弯症装具	脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。 A ミルウォーキー型 骨盤から頭部に及ぶもの B 頭部に及ばないもの 1 金属枠 2 硬 性(仙腸装具に準ずる。) 3 軟 性(帯状のものを含む。)		
上肢装具	肩装具	肩関節を外点位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。 A 金属枠 体幹の部分が金属枠のもの		

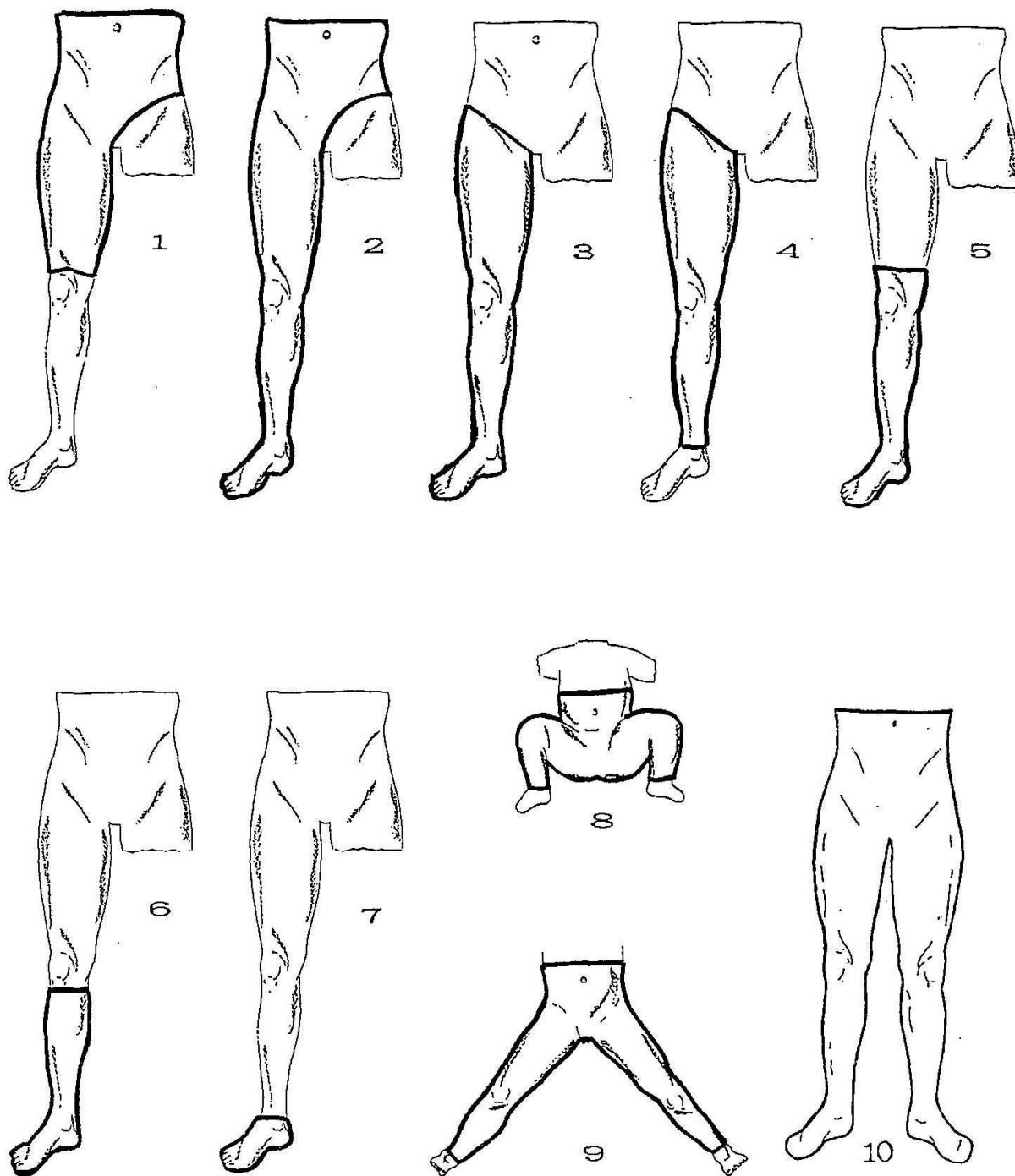
	B 硬 性 陽性モデルによつてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 分娩麻痺用(障害児に限る。)	
肘 装 具	上腕から前腕に及ぶもの A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性	
手関節背屈保持装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの A パネル型 前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの B トーマス型 ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの D 硬 性 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック	
長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。	
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アル	

	ミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
把持装具	前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。 A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの		
MP屈曲補助装具（ナックルベンダー）及びMP伸展補助装具（逆ナックルベンダー）	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの A パネル型 ゴムを用いるもの B プラスチック C 軟 性		
指装具（指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー）	P I P及びD I P関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの		
B F O（食事動作補助器）	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの		付属品として車いすを加えることができること。

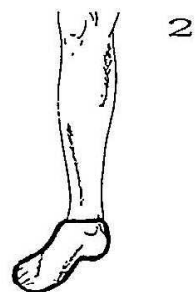
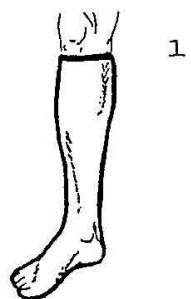
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入(アライメント) フレーム:曲げ加工、組立て及び調整 モールド:プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ(中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

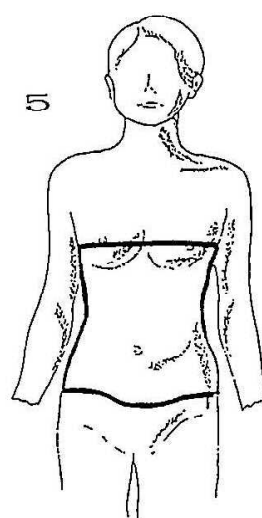
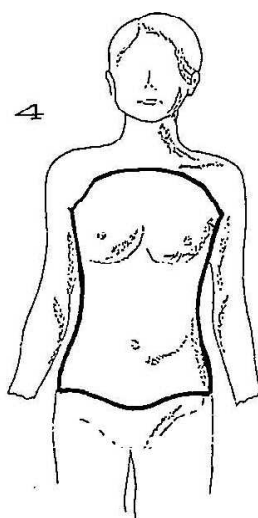
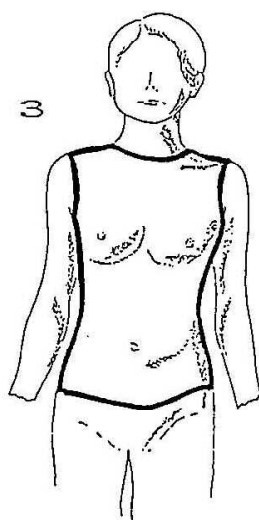
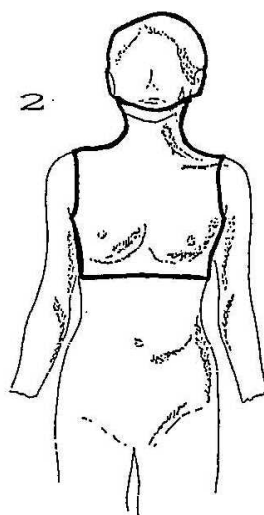
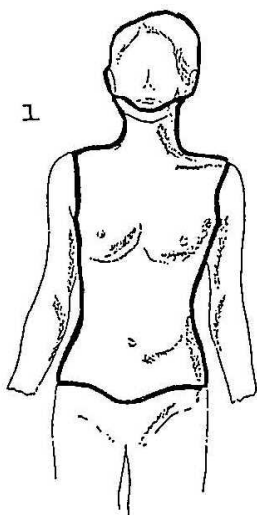
イ 採型区分
A 下肢装具



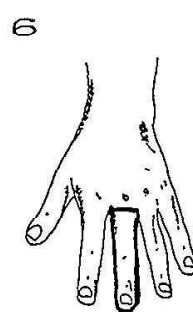
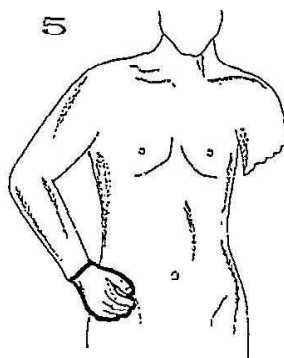
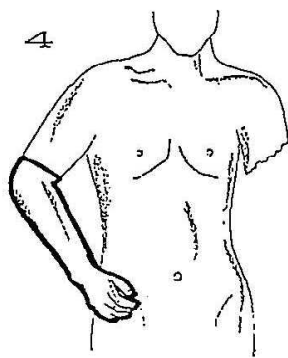
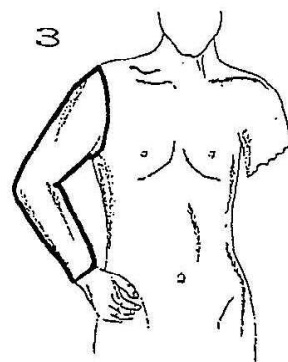
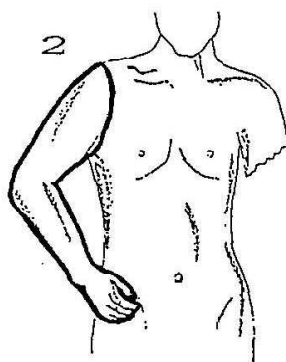
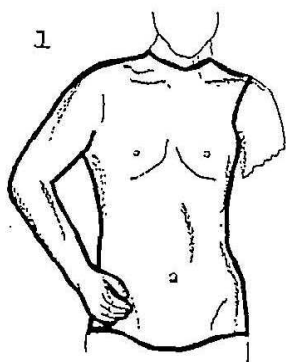
B 靴型装具



C 体幹装具



D 上肢装具



ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	価 格		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A － 1	26,300	8,050	
	A － 2	40,500	15,800	
	A － 3	29,800	15,200	
	A － 4	19,200	7,700	
	A － 5	17,600	7,450	
	A － 6	16,000	7,300	
	A － 7	11,600	6,300	
	A － 8	22,300	7,950	
	A － 9	24,000	8,050	
	A － 10	50,800	14,800	
靴型装具用	B － 1	16,000	7,300	
	B － 2	11,600	6,300	
体幹装具用	C － 1	30,900	8,450	
	C － 2	24,100	7,800	
	C － 3			
	(金属枠、硬性)	23,600	7,300	
	(軟性)	7,300	7,300	
	C － 4			
	(金属枠、硬性)	20,200	7,150	
	(軟性)	7,200	7,150	
C － 5				
	(金属枠、硬性)	17,800		6,950
(軟性、骨盤帯)	6,950	6,950		
上肢装具用	D － 1	32,200	8,550	
	D － 2	17,500	7,450	
	D － 3	15,900	7,200	
	D － 4	14,100	7,000	
	D － 5	11,300	6,400	
	D － 6	8,500	4,550	
(注)				
1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。				
2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、33,700円増しとすること。				
3 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。				
4 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。				

5 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

（1）チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円

（2）チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円

（3）チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

エ 製作要素価格

（ア） 下肢装具

a 継 手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股 継 手	固 定 式	6,200	
	遊 動 式	7,350	
膝 継 手 (片 側)	固 定 式	6,050	
	遊 動 式	6,600	
	プラスチック継手	14,000	
足 継 手 (片 側)	固 定 式	5,100	
	遊 動 式	6,000	
	プラスチック継手	10,400	

（注）

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 大腿コルセット C モールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	4,550 7,900 15,700 25,700 10,600	
下腿支持部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 下腿コルセット C モールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	4,350 6,700 12,200 23,900 9,000	
足 部	A あぶみ B 足部 1 皮革等 大 小 2 モールド（熱硬化性樹脂） 3 モールド（熱可塑性樹脂） C 標準靴	2,450 13,600 7,100 14,100 7,800 830	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足底装具は、Bの足部に準ずること。 標準靴は、完成用部品を加えることができること。
(注) 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。 3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとすること。 4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,500円増しとすること。 5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとすること。 6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができるとし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。 (1) 大腿支持部 54,000円 (2) 下腿支持部 54,100円 (3) 足部のモールド 39,300円			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟 性（支柱付き）	16,100	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。 バネ式又はゴム式を含むものであること。
	軟 性（支柱なし）	7,400	
キャリパー		18,600	
ツイスター	軟 性	5,350	
	鋼製ケーブル	3,250	
デニスブラウン		2,550	
膝当て		4,400	
T・Yストラップ		5,050	
スタビライザー		17,200	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
伸展・屈曲補助装置		4,450	
補高足部		48,700	
足底裏革（すべり止め用）		1,850	
高さ調整		3,600	
内張り	大腿部	2,050	
	下腿部	1,650	
	足 部	1,250	

（注）

1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。

2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、（イ）の靴型装具に準ずること。

3 骨盤帯を使用する場合は、（ウ）の体幹装具に準ずること。

4 懸垂帯を使用する場合は、（1）のエの（エ）の義足懸垂用部品に準ずること。

5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。

6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。

7 高さ調整の価格は、1 か所当たりのものであること。

8 内張りは、モールドの場合に限ること。

9 デニスブラウンは、6 歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル		10,000	
フォンローゼン型		14,200	
バチェラー型		29,800	
ローレンツ型	A モールド	16,100	
	B モールドフレーム		
	1 固 定 式	24,500	
	2 調 節 式	26,300	
ランゲ型		36,300	
(注) 継手を使用した場合は、a の継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。			

(イ) 靴型装具
 a 製作要素
 (a) 患 足

名 称	種 類	価 格 円	備 考
短 靴	整 形 靴	41,500	
	特 殊 靴	51,400	
チャッカ靴	整 形 靴	42,900	
	特 殊 靴	53,500	
半 長 靴	整 形 靴	44,200	
	特 殊 靴	55,500	
長 靴	整 形 靴	47,000	
	特 殊 靴	61,300	

(注)

- 1 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。
- 3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。
- 4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- 5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができる。

(b) 健 足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	25,700	
チャッカ靴	26,600	
半 長 靴	27,600	
長 靴	29,500	

(注)

- 1 右又は左の一侧が健足である場合に加えることができる。
- 2 オの完成用部品を加えることができない。
- 3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		4,250	
スチールバネ入り		5,350	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トウボックス補強		2,600	
鉛板の挿入		2,700	
足背バンド		2,200	
マジックバンド（裏付き）		1,500	3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。
補高	敷き革式	7,550	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,600円を加算すること。
	靴の補高	3,500	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,050円を加算すること。
ヒールの補正	トルクヒール	5,950	
	ウェッジヒール カットオフヒール キールヒール サッチヒール トーマスヒール 逆トーマスヒール フレアヒール 階段状ヒール	3,500	
足底の補正	内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ	4,550	
	デンバーバー トーマスバー メイトー半月バー メタターサルバー ハウザーバー ロッカーバー 蝶型踏み返し	3,500	

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
頸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C カラー 1 あご受けあり 2 あご受けなし	 39,800 30,700 29,700 14,300 11,500	モールドのサンドイッチ構造は、18,500円増しとすること。
胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟 性	 40,200 29,300 41,700 24,500	モールドのサンドイッチ構造は、15,000円増しとすること。
腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟 性	 26,900 19,900 33,700 19,100	モールドのサンドイッチ構造は、11,300円増しとすること。
仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟 性 D 骨盤帯 1 芯のあるもの 2 芯のないもの	 21,700 15,900 29,400 17,100 16,600 10,900	モールドのサンドイッチ構造は、9,750円増しとすること。
骨盤支持部	A 皮 革（補強材を含む。） B モールド（熱可塑性樹脂） ペルビックガードル	43,200 31,000	側弯症装具の場合に限ること。 モールドのサンドイッチ構造は、21,400円増しとすること。

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体 幹 装 具 付 属 品	高さ調整 ターンバックル式 腰部継手 バタフライ 肩バンド 会陰ひも 腹圧強化バンド	3,600 5,650 6,150 9,750 3,100 2,250 3,100	
側弯症装具付属品	胸椎パッド 腰椎パッド ショルダーリング 腋窩パッド アウトリガー 前方支柱 後方支柱 側方支柱 ネックリング 胸郭バンド（プラスチック製）	5,550 5,050 15,400 4,050 3,000 12,300 13,800 5,500 2,250 17,900	
内 張 り	頸椎支持部 胸椎支持部 腰椎支持部 仙腸支持部	3,300 4,100 3,700 2,200	
(注) 1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。 2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。			

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固 定 式 (片側) B 遊 動 式 (片側) C 肩回旋装置	6,100 9,550 21,500	
肘 継 手 (片 側)	A 固 定 式 B 遊 動 式 C プラスチック継手	4,350 4,350 11,300	
手 継 手 (片 側)	A 固 定 式 B 遊 動 式 C プラスチック継手 D 鋼 線 支 柱	3,600 7,150 10,000 6,750	
M P 継 手	A 固 定 式 B 遊 動 式	4,400 4,850	
I P 継 手	A 固 定 式 1 金属 (アルミニウム) 2 モールド (熱可塑性樹脂) B 遊 動 式 C 鋼 線 支 柱	2,700 2,150 3,650 1,900	
(注) 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。			

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸 郭 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂) B フレーム	14,600 9,800	
骨 盤 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂) B フレーム	16,100 15,900	
上 腕 支 持 部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 上腕コルセット C モールド (熱可塑性樹脂)	4,050 5,700 9,350 8,800	モールドのサンドイッチ構造は、7,000円増しとすること。
前 腕 支 持 部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 前腕コルセット C モールド (熱可塑性樹脂)	4,200 5,800 7,500 8,400	モールドのサンドイッチ構造は、7,250円増しとすること。
手部背側パッド	A モールド B フレーム	2,500 2,400	
手 掌 パ ッ ド	A モールド B フレーム	3,900 4,550	
(注) 半月及び皮革の価格は、1 か所当たりのものであること。			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
基節骨パッド	モールド フレーム	2,750 4,000	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
中・末節骨パッド	モールド フレーム	2,350 1,850	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
対立バー		5,350	
Cバー		4,100	
アウトリガー		2,600	
伸展・屈曲補助バネ		2,650	価格は、1か所当たりとすること。
肘当て		3,500	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
内張り	上腕部 前腕部 手 部	1,250 1,100 970	
(注) 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。 3 内張りは、モールドの場合に限ること。			

オ 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数
(ア) 装具本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
下肢装具	股 装 具	金 属 枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	長 下 肢 装 具		3	
		両 側 支 柱	3	
		硬 性	3	
	膝 装 具	スウェーデン式	2	
		軟 性	2	
		両 側 支 柱	3	
	短 下 肢 装 具	片 側 支 柱	3	
		S 型 支 柱	3	
		鋼 線 支 柱	3	
		板 ば ね	3	
		硬 性 (支柱あり)	3	
		硬 性 (支柱なし)	1. 5	
	ツ イ ス タ ー	軟 性	2	
		軟 性	2	
		鋼 索	3	
	足 底 装 具		1. 5	
靴型装具			1. 5	
体幹装具	頸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		カ ラ ー	2	
	胸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	腰 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	仙 腸 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	側 弯 症 装 具	骨 盤 帯	2	
		ミルウォーキー型	2	
		金 属 枠	2	
上肢装具	肩 装 具	硬 性	1	
		軟 性	1	
上肢装具	肩 装 具		3	

	肘 装 具	両 側 支 柱	3	
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	手関節背屈保持装具		3	
	長 対 立 装 具		3	
	短 対 立 装 具		3	
	把 持 装 具		3	
	MP屈曲補助装具		3	
	MP伸展補助装具		3	
	指 装 具		3	
	B F O		3	

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	1. 5	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳 1～ 2歳 3～ 5歳 6～14歳	4 月 6 月 10 月 1 年	使用年数は、年齢による 児童の特殊性を考慮して 定めたものであるが、使 用年数以内の故障に際し ては、原則として小部品 の取替えにより修理又は 調整を行うこと。
15～17歳	1 年 6 月	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

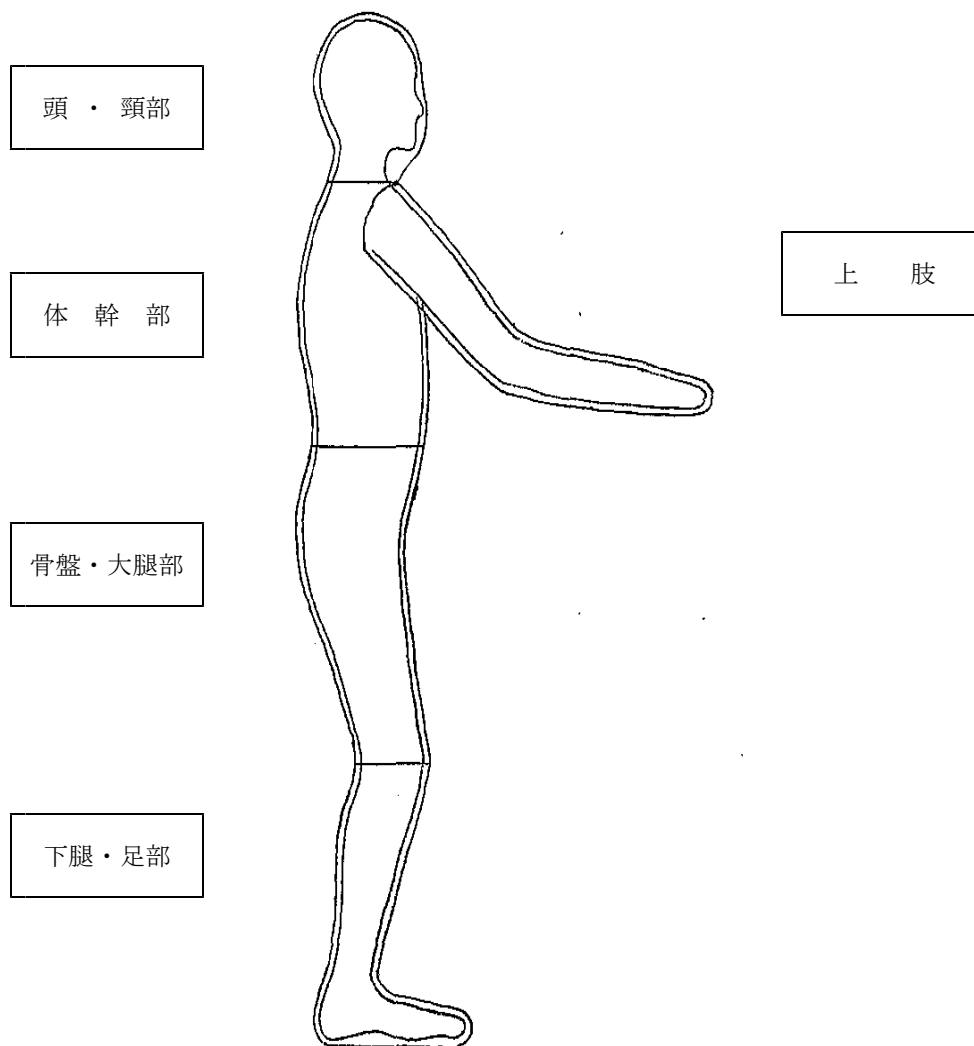
(4) 座位保持装置

種 目	使 用 要 素 ・ 部 品 及 び 工 作 法	価 格	耐用年数 年	備 考
座 位 保 持 装 置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせることで製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。	イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採 型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ（中間適合検査）	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

身体部位	価格 円		備考
	採寸	採型	
頭・頸部	3,350	5,600	
上肢（片側）	1,650	3,950	
体幹部	14,400	26,600	
骨盤・大腿部	14,400	26,600	
下腿・足部（片側）	1,950		
（注） 身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせる基本価格とすること。			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,050	
上肢	上肢支え（片側）	3,500	
	前腕・手部支え（片側）	3,900	
体幹部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	14,500	
骨盤・大腿部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	14,500	
下腿部	下腿支え（片側）	2,600	
足部	足台（片側）	2,650	
(注) フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算できること。			

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固 定	頸部	3,350	
	腰部（片側） 膝部（片側） 足部（片側）	2,500	
遊 動	腰部（片側） 膝部（片側） 足部（片側）	3,600	
角度調整用部品	機械式	9,350	
	ガス圧式	10,700	
	電動式	72,200	
(注) 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。 4 1の(1)又は(3)の各オに掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の基準に準ずること。			

(ウ) 構造フレーム

使 用 材 料	基本価格 円	備 考
木材・金属	53,400	
(注) 1 ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。 2 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。		

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウトテーブル		14,000	表面クッション張りは4,200円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト (片側)	4,200	
	肘パッド (片側)	2,700	
	縦型グリップ (片側) 横型グリップ (片側)	3,300	
体幹保持部品	肩パッド (片側)	4,250	
	胸パッド	4,750	
	胸受けロール	6,500	
	体幹パッド (片側)	3,650	
	腰部パッド	4,300	
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,650	
	臀部パッド	4,400	
下肢保持部品	内転防止パッド	4,750	
	外転防止パッド (片側)	2,700	
	膝パッド (片側) 下腿保持パッド (片側)	4,050	
	足部保持パッド (片側)	3,050	
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,350	
	腕ベルト (片側) 手首ベルト (片側)	2,000	
	胸ベルト 骨盤ベルト	4,100	
	股ベルト	4,400	

	大腿ベルト（片側） 膝ベルト（片側） 下腿ベルト（片側） 足首ベルト（片側）	2,200	
支持部カバー	頭部	2,850	脱着式は3,300円加算できること。
	上肢（片側）	1,550	
	体幹部	平面形状型	
		モールド型	
		シート張り調節型	
	骨盤・ 大腿部	平面形状型	
		モールド型	
		シート張り調節型	
	下腿部（片側）	1,550	
	足 部（片側）	1,550	
内張り	アームレスト（片側）	1,750	
	テーブル	4,200	
体圧分散補助素材	頭部	3,800	
	上肢（片側）	1,900	
	体幹部	8,750	
	骨盤・大腿部	8,750	
	下腿部（片側） 足部（片側）	1,900	
キャスター		1,550	多機能キャスターは930円加算できること。
その他	介助用グリップ（片側）	3,050	
	ストッパー	4,450	

	高さ調整用台座	19,200	
(注) 1 各種類1個(本)当たりの額とすること。 2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。			

(オ) 調節機構

名 称	種 類	価 格 円	備 考
高 さ 調 節	頭部支持部	3,250	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部(片側) アームレスト(片側)	2,050	
前 後 調 節	頭部支持部	3,300	
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部(片側)	2,000	
角 度 調 節	頭部支持部	3,800	
	テーブル	8,050	
脱 着 機 構	体幹パッド(片側)	2,550	
	骨盤パッド(片側)		
	膝パッド(片側)		
	アームレスト(片側)		
	内転防止パッド	7,100	

開	アームレスト（片側）	2,550	
閉	足部支持部（片側）		
機			
構			
（注） 1 それぞれを1単位とすること。 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。			

オ 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

（5） その他

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
視 覚 障 害 者 安全つえ	普 通 用	主体—繊維複合材料 石突—耐摩耗性合成樹脂 又は高力アルミニウム合金 外装—白色又は黄色の塗装若しくは加工 形状—直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。 2 ベル付とした場合は1,650円増しとすること。
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650		
		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5	

	携 帯 用	主体—繊維複合材料 石突及び外装 —普通用と同じ。 形状—折たたみ式若しくはスライド式。		上と同じ。	4,400	2	と。 3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。 4 ゴムグリップ付とした場合は660円増しとすること。
		主体—木材 その他は上と同じ。		上と同じ。	3,700		
		主体—軽金属 その他は上と同じ。		上と同じ。	3,550	4	
	身体支持併用	主体—軽金属 石突—ゴム又は普通用と同じ。 外装—普通用と同じ。 形状—直式又は折りたたみ式若しくはスライド式。		上と同じ。	3,800	4	
義 眼	レディメイド	主材料—プラスチック 又はガラス 既製品			17,000	2	
	オーダーメイド	主材料—上と同じ。 特殊加工を施したものの。			82,500		
眼 鏡	矯 正 用	レンズ—プラスチック 又はガラス	6 D未満		17,600	4	価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。 遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とすること。
			6 D以上 10 D未満		20,200		
			10 D以上 20 D未満		24,000		
			20 D以上		24,000		
	遮 光 用	主材料は上と同じ。	前 掛 式		21,500		
			掛けめがね式		30,000		

	コンタクト レ ン ズ	主材料—プラスチック		15,400		価格はレンズ1枚 のものであるこ と。
	弱 視 用	掛けめがね式		36,700		高倍率（3倍率以 上）の主鏡を必要 とする場合は、21 ,800円増しとす る。
		焦点調整式		17,900		
補 聴 器	高度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすも の。 ① J I S C 5512— 2000 による。 90デシベル最大出力音圧 のピーク値の表示値が 140デシベル未満のも の。 90デシベル最大出力音圧 のピーク値が 125デシベ ル以上に及ぶ場合は出力 制限装置を付けること。 ② J I S C 5512— 2015による。 90デシベル入力最大出力 音圧レベルの最大値（ピー ク）の公称値が130デ シベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力 音圧レベルの最大値（ピー ク）の公称値が120デ シベル以上に及ぶ場合は 出力制限装置をつけるこ と。	電 池 イヤモールド	41,600	5	価格は電池、骨導 レシーバー又はヘ ッドバンドを含む ものであること。 身体の障害の状況 により、イヤモー ルドを必要とする 場合は、修理基準 の表に掲げる交換 の額の範囲内で必 要な額を加算する こと。 ダンパー入りフッ クとした場合は、 240円増しとする こと。 平面レンズを必要 とする場合は、修 理基準の表に掲げ る交換の額の範囲 内で必要な額を、 また、矯正用レン ズ又は遮光矯正用 レンズを必要とす る場合は、眼鏡の 修理基準の表に掲 げる交換の額の範 囲内で必要な額を 加算すること。 重度難聴用耳かけ 型でFM型受信機 、オーディオシュ ー、FM型用ワイ
	高度難聴用 耳かけ型			43,900		
	重度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすも の。 ① J I S C 5512— 2000による。 90デシベル最大出力音圧 のピーク値の表示値が14 0デシベル以上のもの。 その他は高度難聴用ポケ	電池 イヤモールド	55,800		
	重度難聴用 耳かけ型			67,300		

		ット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② J I S C 5512—2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル以上のもの。 その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。			ヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。	
	耳あな型 （レディメイド）	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87,000		
	耳あな型 （オーダーメイド）		電池	137,000		
	骨導式ポケット型	I E C 60118—9（1985）による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100		
	骨導式眼鏡型		電池 平面レンズ	120,000		
車 椅 子	普 通 型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 J I S T 9201—2006 又はJ I S T 9201—2016による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100,000	6	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。）に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。 褥 瘡のある者、
	リクライニング式普通	バックサポートの角度を変えることができるもの	上と同じ。	120,000		

型	。その他は普通型と同じ。		
ティルト式普通型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	148,000
リクライニング・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変え、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	173,000
手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232,000
前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ。	100,000
リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変えることができるもの。 その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000
片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000
リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えることができるもの。 その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500
手押し型	原則として介助者が押し	上と同じ。	A

じょくそう

褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。
体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。
身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

		て駆動するもの。(折りたたみ式又は非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの		82,700 B 81,000		
	リクライニング式手押し型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	114,000		
	ティルト式手押し型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	128,000		
	リクライニング・ティルト式手押し型	バックサポートの角度を変えられ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	153,000		
電 動 車 椅 子	普 通 型 (4.5Km/h)	J I S T 9203—2006、J I S T 9203—2010又はJ I S T 9203—2016による。	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	314,000	6	じょくそう 褥 瘡のある者、 じょくそう 褥 瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるもの
	普 通 型 (6Km/h)			329,000		
	簡 易 型	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。 A 切替式 電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。 B アシスト式 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。	電動装置以外の車椅子部分は購入基準に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車椅子の普通型に準ずる。	A 157,500 B 212,500		

		その他は車椅子の普通型に準ずる。				を加算すること。 外部充電器を必要とせず当該機能を
	リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500		内蔵する場合は30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	電動リクライニング式普通型	電気でバックサポートの角度を変えられるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	444,400		バッテリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	725,100		また、ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。
	電動ティルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ	582,600		身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	電動リクライニング・ティルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えられることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	1,016,100		
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装		24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は5,600円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,000円増しとすること。 車載用のものは

						40,700円増しとすること。
起立保持具		機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料—木材 外 装—ニス塗装		27,400	3	障害児に限る。
歩行器	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		63,100	5	
	四輪型 (腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		39,600		
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		39,600		
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		34,000		サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。 後方支持型のものは21,000円増しとすること。
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		27,000		
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		22,000		
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		30,000		
頭部保持具		座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。		7,100	3	障害児に限る。
排便補助具		普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。		10,000	2	障害児に限る。

		主材料—木材 外 装—ペンキ塗装				
歩行補助 つ え	松 葉 づ え	主体—木材（十分な強度を有するもの） 脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型	夜光材	A 3,300 B 3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 260円増しとすること。
		主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂 握り部分—合成軟質樹脂 外装—塗装なし A 普通型 B 伸縮型		A 4,000 B 4,500	4	
	カナディアン・クラッチ	主体—アルミニウム、鋼管 上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器 —アルミニウム鋳物及びステンレス鋼板 握り部分 —アルミニウム鋳物及びゴム 外装—塗装なし	夜光材	8,700	4	
	ロフストランド・クラッチ	カナディアン・クラッチに準ずる。	夜光材	8,700	4	
	多 脚 つ え	つえの下部に三本以上の脚を有するもの。 J I S T 9267—2020による。	夜光材	6,600	4	
	プラットホーム杖	カナディアン・クラッチに準ずる。	夜光材	24,000	4	
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。 。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易な	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声

	もの。			等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。
	簡易な環境制御機能が付加されたもの	上と同じ。	191,000	簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
	高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	450,000	高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
	通信機能が付加されたもの	上と同じ。		通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対し

						て伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000		生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 借受け基準

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

(2) その他

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格 円	備 考
座位保持 椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外 装—ニス塗装		1,010	障害児に限る。 机上用の盤を取り 付ける場合は、 170円増しとする こと。 座面に軟性の内張 りを付した場合は 、120円増しとす ること。 車載用のものは、 840円増しとする こと。
歩行器	六 輪 型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,570	
	四 輪 型 (腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		990	
	四 輪 型 (腰掛なし)	上と同じ。		990	サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、1,520円増しとすること。 後方支持型のものは、520円増しと

					すること。
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		850	
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		670	
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		550	
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		750	
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	3,570	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタが、一体的なシステムとして構成されたものであること。
		簡易な環境制御機能が付加されたもの。	上と同じ。	4,770	簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハー

				ドウェアに組み込んでいるものであること。
		高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	11, 250
		高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		通信機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。

	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	11,250	生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
--	--------	-----------------	----------------------	--------	--

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	3の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、バッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。	

ア ソケットの交換
(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A－1	装 飾 用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
		作 業 用	41,400	25,900	
		能 動 式	53,200	35,200	
		電 動 式	91,100	60,400	
	A－2	装 飾 用	44,000	29,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作 業 用	44,000	29,400	
		能 動 式	50,700	32,900	
		電 動 式	84,600	56,000	
	A－3	装 飾 用	41,600	26,700	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作 業 用	41,600	26,700	
		能 動 式	46,900	30,300	
		電 動 式	77,100	51,000	
	A－4	装 飾 用	42,800	23,800	顎上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
		作 業 用	42,800	23,800	
		能 動 式	44,400	26,200	
		電 動 式	68,500	45,300	
	A－5	電 動 式	67,100	44,300	
	A－6	電 動 式	36,800	24,300	
義 足 用	B－1	受 皿 式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
		カ ナ ダ 式	113,100	65,300	
	B－2	差 込 式	74,800	45,400	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	121,100	72,400	
		吸 着 式	167,500	73,600	
	B－3	差 込 式	74,800	44,200	
		ラ イ ナ ー 式	95,900	65,400	
		吸 着 式	142,300	66,600	
	B－4	差 込 式	60,700	40,200	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
		P T B 式	84,600	43,700	

	P T S 式	100,900	53,000
	K B M 式	103,700	53,000
	T S B 式	84,600	43,700

(注)

- 1 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	21,900	
		熱可塑性樹脂	5,450	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	6,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 革	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200	
		熱可塑性樹脂	7,100	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	7,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 革	13,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200	
		熱可塑性樹脂	5,050	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	5,550	
	A-4	アルミニウム、セルロイド	9,100	
		皮 革	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	14,800	
		熱可塑性樹脂	4,950	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	5,450	
	A-5	熱硬化性樹脂	13,700	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	14,100	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	7,600	

	A-6	熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂（電動式） 熱可塑性樹脂（電動式）	11,100 11,500 7,350	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300	エアクションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
(注) 電動義手における筋電電極の交換を伴わないソケット交換の場合には、4,400円増しとすること。				

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソ ケ ッ ト 交 換 に 付 随 す る 場 合	単 独 の 場 合	
義 手 用	A-1	皮 革	4,700	12,300	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	20,300	
	A-2	皮 革	4,150	11,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,600	
	A-3	皮 革	4,150	11,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	15,600	
	A-4	皮 革	4,150	17,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,050	10,200	
			4,650	14,600	

		皮革・軟性発泡樹脂	7, 500	16, 700		
	A－5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4, 050 4, 650 7, 500	10, 600 15, 700 18, 100		
義 足 用	B－1	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	7, 000 5, 300 10, 600	14, 800 21, 500 25, 100		
	B－2	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5, 400 4, 950 7, 000 9, 700 44, 000	13, 400 21, 500 24, 700 16, 800 44, 000		
	B－3	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	6, 050 5, 100 9, 650 10, 700 47, 400	12, 100 20, 800 25, 000 17, 800 47, 400		
	B－4	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4, 450 4, 750 7, 200 8, 350 37, 900	11, 100 16, 600 18, 100 15, 400 37, 900		
	B－5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4, 700 7, 600 8, 250	10, 200 17, 000 18, 200		
	B－6	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	3, 000 3, 400 6, 000	8, 600 15, 000 16, 700		
	B－7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	2, 300 2, 700 4, 650	7, 200 13, 600 15, 300		
	(注)					
	1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。					
	2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。					

ウ 支持部の交換

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		9,000	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	8,050 24,900	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	10,300 20,600	
	作 業 用	上 腕 部		8,050	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		10,300	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。

	電 動 式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900	
		上 腕 部	熱硬化性樹脂	30,800	
		前 腕 部	熱硬化性樹脂	25,300	
		手 部	熱硬化性樹脂	25,300	
義 足 用	常 用	股 部		10,800	
		大 腿 部	木製	33,900	
			アルミニウム、セルロイド	32,400	
			熱硬化性樹脂	33,900	
		下 腿 部	木製	33,300	
			アルミニウム、セルロイド	29,900	
			熱硬化性樹脂	33,300	
		足 部	軟性発泡樹脂	15,200	
	作 業 用	大 腿 部		62,900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下 腿 部		29,900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注)

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義	一式交換	4,700	
手	美錠締革交換	1,800	
用	美錠留革交換	1,900	

ハ	たわみ式肘継手交換	1,750	
ー	前方支持バンド交換	1,750	
ネ	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,350	
ス			
義	一式交換	4,700	価格は、1本当たりのものであること。
足	肩吊り帯交換	4,550	
懸	義足用股吊帯交換	1,950	
垂	位置革交換	3,200	
用	腰バンド交換	3,650	
部	横吊帯交換	3,850	
品	美錠締革交換	2,600	
	美錠留革交換	2,300	価格は、1か所当たりのものであること。
	金具部品交換	3,000	
(注)			
1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。			
2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。			

オ 外装の交換

名 称	外 装 部 位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	7,150	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
	上 腕 部	皮 革	7,700	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
	前 腕 部	皮 革	7,700	
		プラスチック	16,200	
		塗 装	4,200	
義 足 用	股 部	皮 革	10,600	
		プラスチック	19,400	
		塗 装	4,750	
	大 腿 部	皮 革	8,550	
		プラスチック	19,400	
		塗 装	4,750	
	下 腿 部	皮 革	9,300	
		プラスチック	17,300	
		塗 装	4,750	
	足 部	表 革	7,200	リアルソックスは、完成用部品を加えることができる こと。
		裏 革	5,850	
		塗 装	5,950	
		リアルソックス	2,300	

カ 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩継手部品	16,900	
	肘継手部品	10,100	
	手継手部品	3,850	
義 足 用	股継手部品	19,700	
	膝継手部品	17,100	
	足継手部品	3,850	
	前留金具部品	9,800	
溶 接		10,000	価格は、1 か所当たりのものであること。
(注) 1 筋金交換は、右又は左の一側を1単位とすること。 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとする。			

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩義手部品	4,700	
	肘ブロック継手部品	6,300	
	肘筋金部品	3,550	
	手継手部品	3,450	
	手先具部品	2,850	
	コントロールケーブル部品	3,000	
	電極部品	1,200	
	接続ケーブル部品	1,200	
義 足 用	股継手部品	4,900	
	膝ブロック部品	6,500	
	膝筋金部品	2,850	
	足部部品	3,100	
	作業用スプリング	1,900	
	作業用足部裏ゴム	2,750	
	吸着式バルブ	6,000	
	前留金具部品	4,200	
溶 接		2,050	価格は、1 か所当たりのものであること。
(注) 1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとする。 2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとする。			

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,750円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができること。 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。	

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A－1	装 飾 用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A－2	装 飾 用	44,000	29,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A－3	装 飾 用	42,800	23,800	顎上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
義 足 用	B－1	カ ナ ダ 式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B－2	差 込 式	74,800	45,400	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
		ライナー式	121,100	72,400	
		吸 着 式	167,500	73,600	
	B－3	差 込 式	74,800	44,200	
		ライナー式	95,900	65,400	
		吸 着 式	142,300	66,600	
	B－4	差 込 式	60,700	40,200	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
		P T B 式	84,600	43,700	
		P T S 式	100,900	53,000	
		K B M 式	103,700	53,000	
		T S B 式	84,600	43,700	
	B－5	差 込 式	49,500	42,000	
		有 窓 式	73,000	45,600	

(注)

- 1 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,700 9,550 21,400 5,450	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,300 12,600 14,700 7,100	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,100 12,400 14,400 4,950	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,800 18,600 25,300 11,000	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとすること。

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付随 する 場 合	単独の場合	
義 手 用	A－1	皮 革	4,700	12,300	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	20,300	
	A－2	皮 革	4,150	11,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,600	
	A－3	皮 革	4,050	10,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	14,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500	16,700	
義 足 用	B－1	皮 革	7,000	14,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,300	21,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600	25,100	
	B－2	皮 革	5,400	13,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,950	21,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000	24,700	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	9,700	16,800	
		シ リ コ ー ン	44,000	44,000	
	B－3	皮 革	6,050	12,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,100	20,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650	25,000	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	10,700	17,800	
		シ リ コ ー ン	47,400	47,400	
	B－4	皮 革	4,450	11,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,750	16,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200	18,100	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	8,350	15,400	
		シ リ コ ー ン	37,900	37,900	
	B－5	皮 革	4,700	10,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,600	17,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,250	18,200	

(注)

1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。

2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	14,500	
上 腕 義 手 用	11,500	
前 腕 義 手 用	11,400	
股 義 足 用	17,300	
大 腿 義 足 用	17,300	
下 腿 義 足 用	11,400	
(注) 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。		

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,700	
	美錠締革交換	1,800	
	美錠留革交換	1,900	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,350	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,700	価格は、1本当たりのものであること。
	肩吊り帯交換	4,550	
	義足用股吊帯交換	1,950	
	位置革交換	3,200	
	腰バンド交換	3,650	価格は、1か所当たりのものであること。
	横吊帯交換	3,850	
	美錠締革交換	2,600	
	美錠留革交換	2,300	
	金具部品交換	3,000	
(注) 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。			

オ 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上 腕 義 手 用	9,100	
前 腕 義 手 用	8,100	
股 義 足 用	28,800	
大 腿 義 足 用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下 腿 義 足 用	18,200	
(注) フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。		

(3) 装 具

修 理 項 目			価 格 円	備 考	
ア 継手及び支持部の交換			修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。		
イ 完成用部品の交換			修理項目ごとに1の(3)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。		
ウ マジックバンドの交換			修理箇所ごとに25mm幅のものは890円、50mm幅のものは1,250円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。		
エ 溶接			修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは10,100円、必要としないものは2,100円とすること。		
オ その他の交換・修理					
修理 部 位	(ア)	下肢装具	足底裏革交換 又は 足底ゴム交換	5,800	
		靴型装具	本底交換	8,200	踵部品の価格を含むものであること。
	足底挿板交換		7,100	踏まず支え等の機能を有し、取外しができる構造のものに限る。	
	半張交換		3,450		
	踵交換		1,700		
	積上交換		1,300		
	底張かけ交換	2,100			
	ファスナー交換	3,150			
	細革交換	720	革底の場合は、1,400円増しとすること。		
	体幹装具	硬性コルセット 筋金交換 軟性コルセット 筋金交換	3,100 1,350		
(イ) (ア)以外の部位		修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格とすること。			
(注)					
1 採型又は採寸を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。					
2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。					
3 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。					

(4) 座位保持装置

修 理 項 目		価 格 円	
ア 支持部の交換		1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整		寸 法 調 整	形 状 調 整
	頭 部	2,800	3,850
	上 腕 部	1,700	2,600
	前腕・手部		
	体 幹 部	3,300	8,850
	骨盤・大腿部		
	下 腿 部	1,700	2,600
	足 部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換		1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換		25mm幅のものは900円、50mm幅のものは1,250円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換		修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注)			
採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。			

(5) その他

種 目	型 式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
視覚障 害者安 全つえ		マグネット付き石突交換	760	
眼		枠交換	8,000	矯正用レンズ、遮光矯正用レ ンズに乱視矯正を含む場合は 、片眼又は両眼にかかわら ず、4,200円増しとするこ と。
鏡		矯正用レンズ（6 D未満）交換	5,100	
		矯正用レンズ（6 D以上 1 0 D未満）交換	6,450	
		矯正用レンズ（1 0 D以上）交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,100	
		遮光用レンズ交換	11,100	
補		耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,300	
聴		耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	26,400	
		耳あな型スイッチ交換	3,150	
		耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,400	
		耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	12,700	
		耳あな型極板交換	1,050	
		耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8,400	
		耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	11,600	
		耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	13,500	
		耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	15,950	
		耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	14,200	
		耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	20,000	
		耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2,100	
		耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	8,900	
		耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2,100	
		耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	8,900	
		耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1,050	
		耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,550	
		耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,300	
		耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	9,500	
器				

耳あな型サスペンション交換	890
耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	31,700
耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	42,200
耳かけ型ケース組立交換	3,750
耳かけ型スイッチ交換	4,500
耳かけ型テレホンコイル交換	2,550
耳かけ型極板交換	1,470
耳かけ型ボリューム交換	6,450
耳かけ型マイクロホン交換	11,810
耳かけ型レシーバー交換	12,120
耳かけ型トリマー交換	1,900
耳かけ型フック交換	620
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000
耳かけ型耳栓組立交換	600
耳かけ型サスペンション交換	640
耳かけ型アンプ組立交換	29,880
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300
重度難聴用イヤホン交換	5,490
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000
重度難聴用コード交換	1,800
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400
眼鏡型ケース組立交換	9,400
眼鏡型スイッチ交換	3,450
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300
眼鏡型極板交換	1,400
眼鏡型ボリューム交換	4,580
眼鏡型マイクロホン交換	13,900
眼鏡型骨導子交換	16,400
眼鏡型アンプ組立交換	23,100
眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700

眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,350	
眼鏡型テンブル（補助つる）交換	3,100	
眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500	
眼鏡型平面レンズ交換	3,600	
ポケット型ケース組立交換	5,400	
ポケット型クリップ交換	1,200	
ポケット型スイッチ交換	3,500	
ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
ポケット型極板交換	1,350	
ポケット型ボリューム交換	4,580	
ポケット型マイクロホン交換	5,400	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	960	
F M型受信機交換	80,000	
F M型操作用基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
F M型用ワイヤレスマイク交換（充電池を含む。）	98,000	
F M型トリマー基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
F M型アンプ組立交換（受信用）	48,000	旧周波数帯用のもの。
F M型受信回路組立交換	46,000	
F M型アンテナ交換	5,000	旧周波数帯用のもの。
F M型水晶振動子交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
F M型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	旧周波数帯用のもの。
F M型用ワイヤレスマイク I D 基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの。
F M型受信機ケース（端子）交換	5,000	
F M型受信機スイッチ交換	4,000	
F M型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
F M型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
F M型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
F M型用ワイヤレスマイク充電池交換	5,000	
F M型用ワイヤレスマイク充電用 A C アダプタ交換	3,500	
F M型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
イヤモールド交換	9,000	

		コンセント交換	830	
		I C回路交換	4,550	
		イヤホン交換	3,170	
		コード交換	680	
		トランジスター又はダイオード交換	2,050	
		抵抗交換	2,050	
		コンデンサ交換	2,050	
		トランス交換	1,900	
		オーディオチュー交換	5,000	
人工 内耳		人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000	
車		クッション交換	4,090	
		クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の 多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換	10,000	
		クッション（ゲルとウレタンフォームの組合せのもの） 交換	19,080	
椅		クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整する もの）交換	30,000	
		クッション（特殊な空気室構造のもの）交換	45,000	
		フローテーションパッド交換	30,000	三重構造とする場合は、 1,300円増しとすること。
子		背クッション交換	10,000	
		特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換	25,750	
		クッションカバー（防水加工を施したもの）交換	7,460	
		クッション滑り止め部品交換	1,920	
		バックサポート交換	8,860	
		延長バックサポート交換	10,190	枕は含めないこと。
		枕（オーダー）交換	10,330	
		枕（レディメイド）交換	5,830	
		バックサポートパイプ交換	3,830	
		バックサポートパイプ取付部品交換	3,700	
		張り調整式バックサポート交換	15,080	
		高さ調整式バックサポート交換	12,080	

背折れ機構部品交換	7,180	
背座間角度調整部品交換	8,100	
アームサポート（肘当て部分）交換	4,620	
アームサポート（フレーム）交換	4,600	
高さ角度調整式アームサポート交換	9,010	
高さ調整式アームサポート（段階調整式）交換	3,310	
角度調整式アームサポート交換	7,050	
跳ね上げ式アームサポート交換	6,060	
脱着式アームサポート交換	6,200	
アームサポート拡張部品交換	3,610	
アームサポート延長部品交換	3,610	
レッグサポート交換	2,700	
脱着式レッグサポート交換	5,780	
挙上式レッグサポート（パッド形状）交換	7,900	
開閉挙上式レッグサポート（パッド形状）交換	10,290	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	
フットサポート交換	3,780	前後調整の構造を有する場合は4,160円増し、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。 枕は含めること。
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	27,080	
座布交換	8,750	
座張り調整部品交換	10,000	
座奥行き調整（スライド式）部品交換	16,970	
座板交換	6,800	
座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	
座席昇降チェーン交換	8,400	
座席昇降メカユニット交換	22,100	
フレーム（サイドベース）交換	10,700	
フレーム（サイド拡張）交換	8,500	
フレーム（サイド拡張）取付部品交換	3,200	
フレーム（折りたたみ）交換	22,180	

ブレーキ交換	9,100	
キャリパーブレーキ交換	8,000	
フットブレーキ（介助者用）交換	7,970	
延長用ブレーキアーム交換	1,630	
リフレクタ（反射器－夜光材）交換	430	1 回当たりとすること。
リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換	670	
ハンドリム交換	5,240	
滑り止めハンドリム交換	8,740	
ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、 4,350円増しとすること。
キャスター（大）交換	8,000	
キャスター（小）交換	5,800	
屋外用キャスター（エア－式等）交換	7,500	
リーム交換	5,500	
車軸位置調整部品交換	16,120	
大車輪脱着ハブ交換	5,000	
サイドガード交換	6,820	
タイヤ交換	4,270	
ノーパンクタイヤ交換	4,190	購入後に後付けする場合は、 1,740円増しとすること。
チューブ交換	2,450	
シートベルト交換	4,300	
テーブル交換	10,900	
スポークカバー交換	4,100	
塗装	17,900	1 回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
ハブ取付部品交換	6,100	
キャスター取付部品交換	7,000	
ハブ用スプリング交換	16,000	
ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
泥よけ交換	6,050	
転倒防止装置交換	3,750	
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	8,670	

	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
	人工呼吸器搭載台交換	25,000	
	栄養パック取り付け用ガートル架交換	10,190	
	点滴ポール交換	10,430	
	シリンダー用レバー交換	2,500	
	メカロック交換	10,000	
	ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
	ワイヤー交換	1,800	
	ガスダンパー交換	15,000	
	幅止め交換	4,290	購入後に後付けする場合は、750円増しとすること。
	高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
	車載時固定用フック交換	3,000	
	日よけ（雨よけ）部品交換	12,000	
	6輪構造部品交換	34,720	
	成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、車軸位置調整及び脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
	痰吸引器搭載台交換	25,000	
電	コントローラー交換	84,300	
	コントローラー部品交換	9,500	
	電動リフトコントローラー交換	40,600	
	電動リフトコントローラー部品交換	10,200	
	電動ティルトコントローラー交換	94,500	
	電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	
	操作制御部交換	24,300	
動	操作制御部部品交換	5,800	
	電動リフト操作制御部交換	30,500	
	電動リフト操作制御部部品交換	5,100	
	電動ティルト制御部交換	30,500	
	電動ティルト制御部部品交換	5,100	

車	電動リフト自動停止制御部交換	15,200
	電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100
	電動ティルト自動停止制御部品交換	15,200
	電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100
椅	ハーネス及びリレー交換	9,000
	ハーネス及びリレー部品交換	3,400
	電動リフトハーネス交換	15,200
	電動ティルトハーネス交換	15,200
子	モーター交換	28,500
	モーター部品交換	7,200
	電動リクライニングモーター交換	17,000
	電動リフトモーター交換	60,900
	電動リフトモーター部品交換	8,100
	電動ティルトモーター交換	17,000
	電動ティルトモーター部品交換	8,100
	ギヤーボックス交換	45,100
	ギヤーボックス部品交換	9,700
	電動リクライニング装置交換	53,300
	電動リクライニング装置部品交換	22,200
	電動ティルト装置交換	53,300
	電動ティルト装置部品交換	22,200
	電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用を除く。）交換	17,400
	電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用に限る。）交換	12,500
	手動ブレーキ交換	12,200
	手動ブレーキ部品交換	7,200
	クラッチ交換	8,600
	フレーム交換	38,300
	フレーム部品交換	8,900
	シートフレーム交換	15,100
	シートフレーム部品交換	6,400
	電動リフトシートフレーム交換	81,200
	電動リフトメインフレーム交換	101,500
	電動ティルトシートフレーム交換	81,200

バックサポートパイプ交換	8,800	
延長バックサポート交換	9,300	枕は含めないこと。
枕（オーダー）交換	10,330	レディメイドは50%とすること。
張り調整式バックサポート交換	15,080	
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	16,950	枕は含めること。
高さ調整式アームサポート交換	3,310	
跳ね上げ式アームサポート交換	6,280	
アームサポート拡張部品交換	3,610	
アームサポート延長部品交換	3,610	
アームサポートパイプ交換	4,150	
アームサポートクッション交換	3,450	
サイドガード交換	5,000	
バックサポート交換	6,900	
シート交換	9,290	
フットサポート交換	11,500	前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。
フットサポート部品交換	5,200	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	
キャスター交換	9,600	
キャスター部品交換	3,900	
フロントホイール交換	4,300	
リヤーホイール交換	5,200	
タイヤ交換	8,100	
ノーパンクタイヤ（前輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、12,400円増しとすること。
ノーパンクタイヤ（後輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、13,300円増しとすること。
リヤシャフト交換	6,700	
電動リフトシャフト交換	50,800	
電動ティルトシャフト交換	58,000	
電動リフトチェーン交換	50,800	

電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	
簡易型電動装置交換	157,500	アシスト式は、55,000円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。
簡易型ホイール交換	27,700	アシスト式は、6,000円増しとすること。
簡易型ホイール部品交換	3,930	
簡易型右側駆動装置交換	114,850	アシスト式は、21,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
簡易型左側駆動装置交換	84,850	アシスト式は、39,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
簡易型駆動装置部品交換	23,400	
バッテリー交換	25,800	密閉型は、3,000円増しとすること。
バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	54,000	
バッテリー（リチウムイオン電池）交換	124,400	
バッテリー部品交換	2,300	
内蔵充電器交換	47,600	
外部充電器交換	20,000	簡易型は、5,000円増しとすること。
充電器部品交換	11,800	
オイル又はグリス交換	2,700	
ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
転倒防止装置交換	3,750	
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740	
クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換	18,000	
フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換	11,200	

携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
人工呼吸器搭載台交換	25,000	
栄養パック取り付け用ガートル架交換	10,910	
点滴ポール交換	10,430	
背座間角度調整部品交換	8,100	
座奥行き調整（スライド式）部品交換	12,080	
電動スイングチンコントロール一式交換	213,000	
（以下パーツ）		
パワースイングチンアーム交換	68,250	
チン操作ボックス交換	15,250	
セレクター交換	88,000	
液晶モニター交換	52,000	
頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	
手動スイングチンコントロール一式交換	35,000	
（以下パーツ）		
手動スイングチンアーム交換	19,750	
チン操作ボックス交換	15,250	
手動スイングアーム交換	10,000	
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）交換	20,000	購入後に後付けする場合は、 28,000円増しとすること。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）交換	30,000	
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）交換	30,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）交換	50,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）交換	50,000	
多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）交換	40,000	
多様入力コントローラ（フォースセンサ）交換	88,000	
多様入力コントローラ（足用ボックス）交換	40,000	
簡易1入力一式交換	90,000	
延長式スイッチ交換	1,000	
レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換	3,350	購入後に後付けする場合は、 1,650円増しとすること。

		レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換	3,860	購入後に後付けする場合は、2,980円増しとすること。
		感度調整式ジョイスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、5,000円増しとすること。
		ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する場合は、500円増しとすること。
		前輪パワーステアリング部品交換	51,000	
		車載時固定用フック交換	3,000	1ヶ所当たりとすること。
		日よけ（雨よけ）部品交換	12,000	
		リフレクタ（反射器－夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
		リフレクタ（反射器－夜光反射材）交換	670	
		シートベルト交換	4,300	
		テーブル交換	10,900	
		成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
		手動リクライニング装置交換	35,000	
		痰吸引器搭載台交換	25,000	
歩 行 器		キャスター（大）交換	7,400	
		キャスター（小）交換	3,700	
		腰掛交換	4,850	
		肘当交換	7,200	
		ブレーキ交換	14,200	
		グリップ交換	1,850	
		塗装	8,500	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
歩 行 補 助 つ え		脇当交換	1,450	
		凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,000	
重 度		本体修理	50,000	
		固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換	30,000	

障害者用意思伝達装置	固定台（自立スタンド式）交換	50,820	触れる操作で信号入力が可能なタッチセンサーコントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。
	入力装置固定具交換	30,000	
	呼び鈴交換	20,000	
	呼び鈴分岐装置交換	33,600	
	接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000	
	帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	
	筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	
	光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
	呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	
	圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	40,000	
	空気圧式入力装置（スイッチ）交換	40,000	感度調整可能なセンサーを使用するものに限る。
	視線検出式入力装置（スイッチ）交換	180,000	
	遠隔制御装置交換	21,000	
(注)			
1 価格は、原則として1枚（個）当たりとすること。			
2 部品交換の価格は、1回当たりとすること。			